

学長選考・監察会議委員の選出方法等について

国立大学法人福島大学

学長選考・監察会議委員は、「国立大学法人福島大学学長選考・監察会議規則」(※)の規定に基づき、選出しています。

経営協議会選出委員は、①学長選考・監察会議における議論の継続性、②委員の持つ知識、経験のバランス、③ジェンダーバランス等の観点から、経営協議会において審議の上、経営協議会学外委員のうちから選出しています。

教育研究評議会選出委員は、①学長選考・監察会議における議論の継続性、②学内意見の幅広い集約、③審議の公平性確保等の観点から、教育研究評議会にて審議の上、学長を除く評議員のうちから選出しています。

※「国立大学法人福島大学学長選考・監察会議規則」(抜粋)
(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 経営協議会学外委員のうちから経営協議会において選出された者 5人
- 二 教育研究評議会評議員(学長を除く。)のうちから教育研究評議会において選出された者 5人

2 委員が学長候補適任者に推薦されたときは、当該者は委員の資格を失うものとし、直ちに後任の委員を選出しなければならない。